

当院の施設基準や算定項目について

★後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養

令和6年度の診療報酬改定に基づき、長期収載品の選定療養の制度が始まりました。

★当院が表示する診察時間以外の時間における診察

当院では、緊急の受診の必要がない患者さんが、自己の都合により時間外診察を希望された場合、診療料に係る時間外・休日・深夜加算を徴収します。

(緊急その他やむを得ない事情等により来院された場合、この限りではありません。)

★一般名処方加算

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名(成分名)を記載する取り組みを行っております。

一般名処方加算 1

(後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名で処方されている場合)

一般名処方加算 2

(後発品が存在する先発品のうち 1 品目でも一般名処方されている場合)

を算定させていただいています。

★明細書発行体制等加算

当院では領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出下さい。

★小児抗菌薬適正使用支援加算

当院では、抗菌薬の適正使用に関する患者・家族の理解向上に資する診療を評価する「小児抗菌薬適正使用支援加算」の届出を行っております。急性上気道感染症や急性下痢症など、抗生物質が原則不要な病気に対し、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性がないと判断した場合、抗菌薬を使用せず、療養上の指導・説明を行い文書にてその内容を提供します。

★電子的診療情報連携体制整備加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

★特定疾患療養管理料

当院では、厚生労働大臣が定める「特定疾患」を主病とする患者様に対し、患者様の同意を得て、治療計画に基づき専門的な管理・指導を行っております。

- 対象となる主な疾患: 喘息、慢性気管支炎、胃潰瘍など
- 算定内容: 症状に応じた長期的な治療計画の作成、服薬管理、生活指導等
- 費用: 特定疾患療養管理料(月2回まで)
- 症状により28日以上長期処方の処方箋の発行にも対応しております。

★ 地域連携小児夜間・休日診療料

当院では小児の初期救急医療確保のために、地域の他医療機関の医師と連携を取り夜間や休日に小児科診療が可能な体制を整えています。この診療体制を維持するため、以下の時間帯に受付をされた6歳未満の患者さんにおいて「地域連携小児夜間・休日診療料1」を算定させていただきます。当院は緊急時に小児の入院体制のとれた医療機関とも連携をとっており、患者様に常に安心してご受診いただける体制を維持するためご理解のほどよろしくお願いいたします。

(平日:18:00以降 / 土曜日:12:00以降 / 日曜日:終日)

★ベースアップ評価料

当院では、R6年6月より診療報酬改定に基づき「ベースアップ評価料」を算定しております。本評価料は、医療現場で働く看護師、コメディカル職員、事務職員等の賃上げ(処遇改善)に全額を充当いたします。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

★外来感染対策向上加算

受診歴の有無に関わらず、発熱等の症状を呈する患者様(疑いを含む)に対して、診療時間・空間を分離して診療を行った場合、[外来感染対策向上加算](6点/月1回)を算定いたします。

ご不明・ご心配事がありましたら、お気軽に医師にご相談ください。